

玉野市協働のまちづくり第3期行動計画

(実施期間：令和5年度～令和8年度)



目次

はじめに	p. 1
行動計画の策定	p. 2
行動計画の進捗管理	p. 2
行動計画	p. 3
語句の説明	p. 7
行動計画策定メンバー	p. 8
参考1) 協働のまちづくり基本条例	p. 9

はじめに

玉野市では、平成 23 年 4 月にまちづくりの理念や基本原則を定めた「玉野市協働のまちづくり基本条例」を施行しました。

また、条例の理念の浸透を図るとともに、基本原則に掲げている、市政への参加の機会の保障、市民、市議会及び市の三者による協働、市政に関する情報の共有に基づき、市民主体のまちづくりを推進するために、平成 28 年度に「玉野市協働のまちづくり行動計画」を策定し、この行動計画に掲げる具体的な項目取り組み、協働による地域づくりを進めてまいりました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化のさらなる進展により、各地域コミュニティにおいては組織率の低下や役員の後継者不足といった問題が生じています。また、近年の外国人労働者の受け入れ等により、今後外国人住民の増加が予想されることから多文化共生の取組も必要となります。

これらは、教育、安全・安心、福祉等の分野における諸課題を複雑かつ多様化させていることから、今後の地域活動には、地区ボランティアセンターの立ち上げや地域包括システムの確立、地域学校協働活動といった新たな取組が求められています。

こうした複雑・多様化する地域ニーズに的確に対応しつつ、自立した地域社会を実現していくためには、市民と行政がお互いに知恵を出し合いながら、対等な立場で連携・協力し、地域づくりに取り組む協働のまちづくりが益々欠かせないものとなっています。

こうした状況を踏まえ、今後もさらに具体的かつ積極的に協働によるまちづくりを進めていくために、第 3 期の行動計画となる「玉野市協働のまちづくり第 3 期行動計画（令和 5 年度～令和 8 年度）」を策定します。

本計画は、第 1 期計画（平成 28 年度～平成 30 年度）及び第 2 期計画（令和元年度～令和 4 年度※）の成果と課題を踏まえ、玉野市協働のまちづくり推進委員会の意見を聴きながら、市が取り組んでいく項目とその実施内容を定めています。

※第 2 期計画の当初の計画期間は令和 3 年度までの 3 年間としていましたが、新型コロナウイルスの影響や市長交代等を踏まえ、1 年間の計画延長を行っています。

第3期行動計画の策定

玉野市協働のまちづくり基本条例の第1条において、この条例の「目的」は、『玉野市におけるまちづくりの基本理念』と、『市民の権利及び責務並びに市議会及び市の役割及び責務』を明らかにすることと、『自立した地域社会の実現をめざしてまちづくりに取り組むこと』とあることから、理念条例であることが示されています。

これを受け、第31条に「委任」として「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」とあり、この条例の施行に関し、必要となる規則などを別に定められることになっています。

このことから、基本理念に基づくまちづくりを進めるためには、具体的なルール、しくみ、手順などを別に定める必要があります。

そこで、同条例前文に掲げた『先人達が人と人とのつながりを大切にしながら育んできた、心豊かでほのぼのとしたこのまちを「財産」として、次の世代の人たちに継承』し、『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちとしてさらに充実していくため、市民と市議会及び市が協力・連携し合って、知恵を出し合い、役割を分担し、それぞれの責任を果たすことにより、自立した地域社会を築く』、すなわち“自治の実現”を目指した、『玉野市協働のまちづくり行動計画』を平成28年度に決めました。

これ以降、『玉野市協働のまちづくり行動計画』（平成28年度～平成30年度）、『玉野市協働のまちづくり第2期行動計画』（令和元年度～令和4年度）に基づく取り組みを進めてきましたが、第2期行動計画の計画期間が令和4年度で満了することから、引き続き協働のまちづくりを進めていくため、令和5年度からの新たな『玉野市協働のまちづくり第3期行動計画』を定めます。

行動計画の進捗管理

市は市民及び市議会と共に、令和5年度から当行動計画に掲げる項目を実施していきます。

また計画期間中、協働のまちづくり推進委員会が各項目の進捗確認、検証、見直しなどを行います。

行動計画（令和5年度～令和8年度）

1 地域自治活動に対する支援のための行動計画

項 目	1-1 地域自治活動 ^① に対する支援（財政面）			
現 状	<p>平成23年度に導入した現行の協働のまちづくり事業補助制度^②は、地縁組織^③と志縁組織^④の双方を補助金交付対象とした制度で、約10年にわたり、内容の見直しを図りながら継続実施している。</p> <p>直近では、令和3年度に市から志縁組織に対し、協働して取り組みたい事業の提案を求める制度である「行政提案型協働のまちづくり事業」を新設し、「地域人材の育成及び発掘」をテーマに協働事業の募集を行った。</p> <p>また、令和4年度には、協働のまちづくり事業の申請者が申請段階から事業完了後まで継続的に相談を受けることができる「フォローアップ事業」を中間支援組織^⑤「玉野 SDGs みらいづくりセンター」（以下、「みらい」という。）に委託して実施しており、より効果的な制度内容となるよう改善を図っている。</p> <p>一方、他市では、地域運営組織に財政的支援を行い、地域の特性に応じた活動を促進する地域予算制度^⑥の導入事例がある。</p>			
実 施 内 容	<p>協働のまちづくり事業については、行政提案型協働のまちづくり事業を活用し、「みらい」が過去に協働のまちづくり事業の補助を受けた団体へのヒアリング等を行っていることから、その結果を踏まえ、制度の見直しを検討する。</p> <p>一方、他市で導入事例のある地域運営組織を対象とした地域予算制度について、調査・研究を行うとともに、将来的に導入が実現した際には、現行の協働のまちづくり事業はNPO^⑦法人、ボランティア組織など志縁組織のみを対象とする制度に改める。</p>			
期待される効果	<p>協働のまちづくり事業がより利用しやすい制度となることで、応募団体が増加するなど、地域自治活動の活性化が期待できる。</p> <p>また、地域予算制度の導入により、各地域が抱える課題の解決に向け、地域自らが考えて予算の使途を決めることで、自立した地域社会の実現につなげることができる。</p>			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定				
協働のまちづくり事業	見直し検討	見直し実施	継続実施	継続実施
地域予算制度	調査・研究	調査・研究	検討	検討・実施

項 目	1-2 地域自治活動の主体となる組織体制			
現 状	<p>本市には、ほとんどの地域に単位町内会、自治会が複数集まり、老人会や婦人会なども含め、連合自治会などのコミュニティを形成しており、これら25団体で組織する「玉野市コミュニティ協議会」が設置されている。</p> <p>近年では、当協議会の構成団体を含め、いずれの地縁組織も、生活様式の多様化、個人主義の強まり、少子・高齢化の影響を受け、加入率・組織率の低下や役員等の担い手不足などが顕著となっており、活動が縮小傾向にある。</p> <p>一方、他市では、一定の地域毎に地縁組織や各種団体が参画した地域運営組織を設立する事例もある。</p>			
実 施 内 容	<p>1-1の地域予算制度の検討と合わせ、その受け皿となる団体として、地域内に地縁組織を中心とした多様な組織・団体、個人が参画した地域を運営する組織体制の整備を検討する。</p> <p>組織体制づくりにあたっては、地区社会福祉協議会や地域学校協働活動など他施策との連携の可能性を検討するなど将来的に地域の課題解決などを行いやすい組織体制を考慮しながら検討する。</p>			
期待される効果	<p>各地域の多様な組織等が連携した地域運営組織が地域の課題に取り組むことで、地縁組織が抱える加入率・組織率の低下や役員等の担い手不足などの課題に対応しつつ、各団体の強みを生かした地域の課題解決が期待できる。</p>			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定	調査・研究	調査・研究	検 討	検討・実施

2 人材を育成するための行動計画

項 目	2-1 地域自治活動の担い手となる人材の発掘・育成			
現 状	協働の主なパートナーとなる様々な組織の地域自治活動を継続、活性化していくためには、中心となって活動する地域の人材が必要だが、人口減少、少子高齢化などにより、組織役員の後継者不足などの課題を抱えている。			
実 施 内 容	幅広い年齢層の市民を対象に、地域人づくり大学と連携した連続講座やワークショップ®を取り入れた個別の研修等を実施することで、地域自治活動に新たに参加する、あるいは組織の中心的担い手として活動する契機となる場を提供する。 さらに、つながり事業や高校生の提言事業など、みらいの活動に協働して取り組むことで、様々な組織のつながりによる新たな担い手の確保や、将来の担い手となり得る若者や子どもへの中長期的な人材育成に取り組む。			
期待される効果	地域自治活動で中心となって活躍する人材の確保や、活動への参加者の増加などにより、地域自治活動の活性化につながる。			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

項 目	2-2 市職員の意識向上			
現 状	平成26年度から各所属に協働のまちづくり推進主任者を置き、研修等を実施してきたが、引き続き、市職員への条例理念の浸透や協働に対する理解が求められている。			
実 施 内 容	市職員が「協働」への理解を深め、全庁的に協働のまちづくりに取り組めるよう、協働のまちづくり推進主任者を中心に協働に関する研修を行い、条例理念の浸透等を図る。 また、各所属の業務に関係する団体と連携して取り組む事業など、協働に関する業務を担当することで、職員一人ひとりが協働に対する意識改革を進め、自発的に協働に取り組む職員の育成を図る。			
期待される効果	市職員の協働に関する意識が向上し、様々な業務へ協働の理念を取り入れることにより、市の組織内における協働の取り組みが進展する。			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

3 条例理念を啓発するための行動計画

項 目	3-1 広報などを活用した条例理念の啓発			
現 状	平成23年度の協働のまちづくり基本条例の施行以降、広報紙等を活用し、市民への条例理念の普及啓発を行っているが、引き続き、条例理念の浸透を図っていく必要がある。			
実 施 内 容	広報紙やホームページなどに掲載する際に、協働のまちづくり事業の取組事例と併せて条例理念を紹介するなど、わかりやすい内容に工夫するとともに、若い世代に条例理念の浸透を図るため、SNS [®] の活用による啓発なども行っていく。			
期待される効果	条例の理念が浸透することで、自立した地域社会の重要性が認識され、その実現をめざしたまちづくりが進むことが期待される。			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

4 情報を共有するための行動計画

項 目	4-1 情報の共有			
現 状	市の施策等について、広報紙やホームページ、市民説明会など様々な手法を用いて市民との情報共有を図っているものの、市から市民への一方通行となる場合が多く、広く市民との情報共有を図っていく必要がある。			
実 施 内 容	市の施策等を広報紙やホームページでわかりやすく情報提供するとともに、広く市民が参加できるように工夫しながら市民説明会を開催するなど、市民との対話を実施することで、市民と市が双方向型の情報共有を図れるよう取り組む。			
期待される効果	市民、市議会、市が情報を共有できるようになり、相互に協力しあってまちづくりを進めようとする機運が生まれる。			
計 画 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 施 予 定	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

語句の説明

①地域自治活動 (p.3/1-1/項目)	町内会や自治会など住民自治組織が行う活動や、ボランティア活動に代表される社会貢献活動などの自主的な活動のことをいう。自治の実現に向けて重要な役割を担うもの。
②協働のまちづくり事業 (p.3/1-1/現状)	市内の自治会やボランティア団体など各種団体が行う社会貢献活動に対して、補助金を交付する財政的支援策の1つ。市民協働による地域の活性化と特色ある地域づくりの推進を目指す制度。 平成23年度から3年間試行後、平成26年度から本格実施している本市独自の制度。
③地縁組織 (p.3/1-1/現状)	一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された組織。自治会、町内会、老人会、婦人会やPTAなど。
④志縁組織 (p.3/1-1/現状)	特定の目的のために形成された地縁に基づかない組織。ボランティア団体やNPO法人など。
⑤中間支援組織 (p.3/1-1/現状)	市民、各種団体、行政等の間に立ち、そのパイプ役として、中立的な立場で様々な活動を支援する組織。
⑥地域予算制度 (p.3/1-1/実施内容)	各地区へ予算を配分し、予算内で地域の特性に応じた用途を決められる制度。一括交付金型や予算提案型など形態は多様。
⑦NPO (p.3/1-1/実施内容)	Non Profit Organization の略で、広義では非営利団体をさすが、本計画内では、NPO法人及び非営利での社会貢献活動や慈善活動などを行う市民団体をさす。
⑧ワークショップ (p.5/2-1/実施内容)	様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく参加型学習の場。
⑨SNS (p.6/3-1/実施内容)	Social Networking Service の略で、社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。

※このページ内で説明する語句には、上記説明以外の意味がありますが、本計画内で使われる場合に限って説明しています。

行動計画策定メンバー

玉野市協働のまちづくり推進委員会名簿

役 職	氏 名	所 属
会長	加藤 珪一	岡山大学産学官融合センター
副会長	江田 康夫	玉野市コミュニティ協議会
	小川 孝雄	コミュニティコーディネーター
	中塚 俊道	玉野市PTA連合会
	山本 和子	玉野商工会議所青年部OB会
	熊澤 義郎	環境衛生協議会
	十河 泰治	玉野市民生委員児童委員協議会
	竹野 新	玉野市愛育委員協議会
	藤原 多恵子	玉野市女性団体連絡協議会
	植田 澄夫	玉野市老人クラブ連合会
	木下 修夫	玉野市ボランティア連絡協議会
	斉藤 章夫	みなとまちづくり機構たまの
	内尾 玲	公募委員
	東 りえ	公募委員

参考1) 協働のまちづくり基本条例

玉野市協働のまちづくり基本条例

平成22年9月21日条例第24号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの理念（第4条）
- 第3章 まちづくりの基本原則（第5条—第7条）
- 第4章 参加と協働（第8条・第9条）
- 第5章 情報共有と公開（第10条・第11条）
- 第6章 市民の権利及び責務
 - 第1節 市民の権利（第12条・第13条）
 - 第2節 市民の責務（第14条）
 - 第3節 地域自治活動（第15条・第16条）
 - 第4節 事業者の役割（第17条）
- 第7章 市議会の役割及び責務（第18条・第19条）
- 第8章 市の責務
 - 第1節 市長の責務（第20条）
 - 第2節 市の役割と責務（第21条—第23条）
 - 第3節 市職員の責務（第24条・第25条）
 - 第4節 行政評価（第26条）
 - 第5節 住民投票（第27条）
- 第9章 連携（第28条）
- 第10章 見直し（第29条—第31条）

附則

前文

私たちのまち玉野市は、穏やかな気候と、瀬戸内海国立公園に属する風光明媚な44キロメートルの海岸線や山々などの、豊富な山海の資源を有するとともに、海上交通の要衝として栄えてきました。

私たちは、先人達が人と人とのつながりを大切にしながら育んできた、心豊かでほのぼのとしたこのまちを「財産」として、次の世代の人たちに継承していかなければなりません。

誰もが心豊かに安心して暮らせるまちとしてさらに充実していくため、市民と市議会及び市が協力・連携し合って、知恵を出し合い、役割を分担し、それぞれの責任を果たすことにより、自立した地域社会を築くことが必要です。

そこで、私たちは、協働のまちづくりの基本的な原則や仕組みなどを定めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、玉野市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市議会及び市の役割及び責務を明らかにし、自立した地域社会の実現をめざしてまちづくりに取り組むことを目的とする。

（市民の定義）

第2条 この条例において、市民とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所がある人又は住んでいる人
- (2) 市内で働いている人又は学んでいる人
- (3) 市内の自治会、町内会等の住民自治組織（以下「住民自治組織」という。）
- (4) 市内で事業を行う事業者（以下「事業者」という。）
- (5) その他市内で活動するまちづくり活動団体

（位置付け）

第3条 市は、他の条例や制度を制定し、改め、又は廃止するときは、この条例を最大限に尊重し、その趣旨に沿うようにしなければならない。

第2章 まちづくりの理念

（理念）

第4条 まちづくりは、市民のしあわせと安心して住み続けることができるまちの実現をめざして進めるものとする。

第3章 まちづくりの基本原則

（基本原則）

第5条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民は、市政への参加の機会が保障されること。
- (2) 市民、市議会及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (3) 市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有し合うこと。

(まちづくりの目標)

第6条 まちづくりの目標は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 恵まれた自然環境を守り、快適で暮らしやすいまちづくり
- (2) 生き生きとした元気なまちづくり
- (3) 健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり
- (4) 生きがいに満ちた人生を送ることができるまちづくり
- (5) 住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくり
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり
- (7) 次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

(推進体制)

第7条 市は、この条例に基づくまちづくりが適切に行われるよう、常にまちづくりに係る情報を発信し、市民のまちづくりに対する意識の醸成に努めるものとする。

第4章 参加と協働

(参加)

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として不当な扱いを受けない。

(協働)

第9条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割や責任を理解し、対等な立場で目的と情報を共有し、お互いに補完し、協力しながらともにまちづくりを進めることとする。

第5章 情報共有と公開

(情報の共有)

第10条 協働によるまちづくりを進めるため、市民、市議会及び市は情報を共有するものとする。

- 2 市民は、市が保有する情報について、知る権利と取得する権利を有するものとする。
- 3 市は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう別に定めるところにより個人情報の保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第11条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供、開示等の総合的な推進に努めなければならない。

- 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 市民の権利及び責務

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第12条 市民は、平等にまちづくりに参加する権利を有する。

- 2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有する。

(市政に参加する権利)

第13条 市民は、市の仕事の計画、実施、評価の各段階に参加する権利を有する。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第14条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めなければならない。
- 3 市民は、相互の連携と協力により、地域づくりに取り組まなければならない。

第3節 地域自治活動

(地域自治活動とその役割)

第15条 市民は、住民自治組織が行う活動やボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動(以下「地域自治活動」という。)を行うため、自主的に組織を作り、自立した活動を営むことができる。

- 2 市民は、地域において自主的にまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

(地域自治活動の位置付け)

第16条 市は、地域自治活動の自主的な役割を最大限尊重しなければならない。

第4節 事業者の役割

(事業者の役割)

第17条 事業者は、社会的責任を自覚し、この条例に基づいて協働のまちづくりに努めなければならない。

第7章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割)

第18条 市議会は、市の意思を決定する最高の機関であることを自覚し、市民の意思が反映されるようにしなければならない。

- 2 市議会は、適正な市政運営が行われているかどうかについて調査及び監視をするとともに、将来に向けたまちづくりのための政策提言や政策立案の充実に努めなければならない。

(議員の責務)

第19条 議員は、市民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの検討や調査に努めなければならない。

- 2 議員は、市民との対話や活動を通じて、まちづくりの推進に努めなければならない。

第8章 市の責務

第1節 市長の責務

(市長の責務)

第20条 市長は、市政の代表者として公正で誠実に市政を執行し、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市長は、まちづくりの推進に当たり、市民の信頼と期待に応える職員の育成に努めなければならない。

第2節 市の役割と責務

(市の責務)

第21条 市は、協働のまちづくりを進めるために必要な制度の充実に努め、自治の実現のため、公正で開かれた市政の運営をしなければならない。

2 市は、政策の立案から実施、評価に至る各段階で、その経過や内容について市民に分かりやすく説明しなければならない。

3 市は、市民からの意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

(市民参加の措置)

第22条 市は、まちづくりへの市民参加を保障するため、多様な参加の機会の確保に努めなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに関心を持ち、理解を深めることにより、まちづくりへの参加を促進するため、広報及び公聴に努めなければならない。

(地域自治活動への支援)

第23条 市は、地域自治活動の役割を尊重しながら、必要な支援に努めなければならない。

2 必要な支援の方法については、市長が別に定める。

第3節 市職員の責務

(市職員の責務)

第24条 市職員は、この条例の理念に従い、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(市民との協働)

第25条 市職員は、市民と協働し、まちづくりに積極的に取り組み、まちづくりの推進役として十分に能力を発揮し、市民がお互いに連携できるよう努めなければならない。

第4節 行政評価

(行政評価)

第26条 市は、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、市民参加による行政評価を行わなければならない。

2 市は、行政評価の結果を市民に公表し、まちづくりに活かさなければならない。

第5節 住民投票

(住民投票)

第27条 市は、市政の重要事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第9章 連携

(国等との連携)

第28条 市は、自治の発展のため、対等な立場で国、岡山県、及び他の自治体と連携、協力し、適切な関係の構築に努めるものとする。

第10章 見直し

(見直し)

第29条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、必要があると認めるときは、この条例の有効性について確認、検証するとともに、本市のまちづくりにふさわしいものであるかどうかについて、市民の参加により検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(玉野市協働のまちづくり推進委員会)

第30条 協働のまちづくりの適正で円滑な推進を図るため、玉野市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する事項について審議する。

3 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

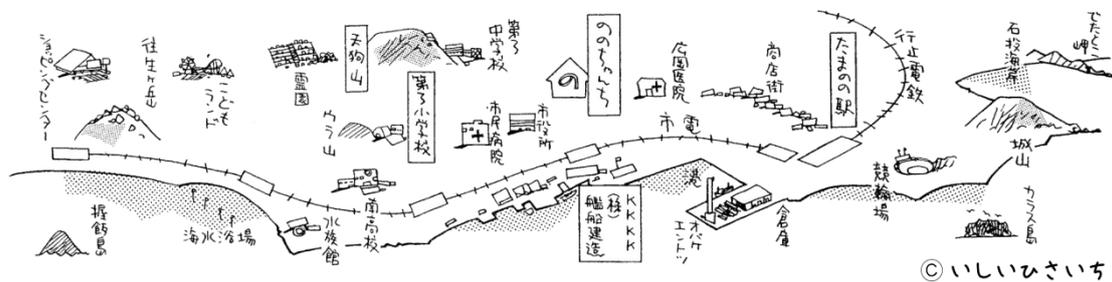
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(玉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 玉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例（昭和44年玉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)



玉野市協働のまちづくり第3期行動計画
(令和5年度～令和8年度)

発行日：令和5年4月

発行者：玉野市総務部協働推進課

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

TEL0863-32-5567